

1 農用地の内訳等及び集落戦略（協定農用地の将来像）

(1) 農用地の内訳等															(2) 集落戦略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
①複数の加算の交付を受ける場合の加算を適用する順序							第1順位加算			②農業生産活動等の体制整備の取組（集落戦略の作成）の有無					集落戦略を作成する		○	協定農用地の将来像（6～10年後を想定して記入）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
							第2順位加算											管理者が引き続き耕作	後継者が耕作を継承	担い手等に引き受けてもらう予定（受け手が決まっている）	担い手等に引き受けてもらうことを希望（受け手が決まっていな	農地中間管理機構への貸付を希望	草刈り等の管理のみ	その他（具体的に記載）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
							第3順位加算																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
							第4順位加算																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
							第5順位加算																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
③現況							④基礎・体制整備単価			⑤加算の適用					⑥農用地の管理		⑦管理者	⑧個人配分を受ける所得超過者の引受地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

注1）「農用地の内訳等」は集落協定書に添付し、提出期限（当該年度の6月30日、令和2年度においては8月31日）までに協定農用地が存する市町村長に提出する。

注2）「集落戦略」は、「農用地の内訳等」を含むものとし、集落戦略の作成後は、協定農用地が存する市町村長に提出するとともに、令和6年度まで毎年度、記載内容の確認を行うものとする。

注3）「集落戦略」は、体制整備単価の場合に使用する。

注4）集落戦略の作成に当たっては、農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、現状の見える化をするなど円滑な話し合いを行い、合意形成を図る。なお、上記の地図においては、以下に例示される事項を記載するとともに、活動を実践するものとする。

① 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置

② 既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲

③ 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲

④ その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲